

分野別実務修習（裁判修習）における注意事項

事務局総務課庶務第二係
(連絡先: 03-3581-2291)

東京地裁の民事部及び刑事部に配属された司法修習生は、下記事項を遵守してください。

なお、修習生活を送る上での遵守事項等は「司法修習ハンドブック」及び「修習生活へのオリエンテーション」が基準となるので、必ず再読しておいてください。

記

第1 登庁及び欠席等の取扱いについて

- 1 毎日午前9時20分までに登庁簿に押印する。登庁簿は研修室（9階南）に設置している。午前9時20分までに登庁簿への押印がない場合、遅刻扱いとなる。
- 2 欠席、遅刻又は早退をしようとするときは、あらかじめ、必要書類を当係に提出する必要がある。

なお、欠席の承認基準については、「司法修習ハンドブック」及び「修習生活へのオリエンテーション」で確認する。遅刻及び早退の承認基準については、欠席の承認基準に準ずる。

- 3 事前に必要書類の提出をせずに欠席又は遅刻をすることになった場合は、当日午前9時20分までに当係に欠席又は遅刻をする旨を連絡し、かつ、事後速やかに必要書類を当係に提出する。
- 4 必要書類の提出がない場合、無断で欠席、遅刻又は早退したものとして扱われる。
- 5 遅刻をしたときは、登庁したら当係（9階北）で登庁簿に押印し、配属

部に向かう。

6 配属部の指導担当裁判官から自宅起案日の指定を受けた場合は、当該自宅起案日の前日までに当係に知らせる。

また、出張をすることになった場合は、速やかに当係に知らせる。

第2 諸届について

1 身上等に関する届出（「司法修習生の規律等について」第4）、欠席承認申請書（同第5）、外国旅行に関する届出（同第6）等の各種届は速やかに当係に提出する。各様式は当係に備え付けてあるので、必要な都度申し出る。

2 外国旅行について

(1) 「司法修習ハンドブック」及び「修習生活へのオリエンテーション」を参照し、要件を満たしているか確認する。

(2) 裁判実務修習中においては、東京地裁所長の承認を受けなければ外国旅行はできないので、旅行日の1か月前までに外国旅行承認の申請をする。

(3) 旅行期間が休日等以外の修習日にかかるときは、その日が自由研究日であっても欠席となる（ただし、自由研究日が旅行の出発日及び帰着日の場合は除く。）ので、この場合は外国旅行承認申請とともに、欠席承認申請も行う。

(4) 合同修習（配属部での通常修習以外で、合同で実施される講義、特別部修習、問研起案及び家裁修習等のこと。）予定日については、原則として外国旅行は承認されない。

第3 裁判修習関連の情報の取扱いについて

配布資料の「司法修習生が取り扱う裁判修習関連の情報のセキュリティ

イ対策について（事務連絡）」、「司法修習生に
について」及び「司法修習生が裁判修習期間中に使用する複合機につい
て」を精読する。

第4 裁判修習各クール終了時の提出物について

1 実務修習結果簿の該当部分の写し

地裁配属部の部総括裁判官及び家裁配属部の部総括裁判官の検印を受
けた実務修習結果簿の写し（①表紙 ②民事裁判修習又は刑事裁判修習部
分 ③家庭裁判所の修習の家事事件又は少年事件部分）を、当係に提出す
る。

実務修習結果簿は、引き続き各自が管理する。集合修習開始日に司法研修所で回収されるので、汚損、紛失等のないようにする。

2 [REDACTED]

3 問研起案の起案要領及び修習記録

問研起案当日に配布される起案要領及び修習記録については、クール
終了までに当係に返却する。

第5 合同修習について

合同修習は、集合時間を厳守する。やむを得ず遅刻又は欠席する場合は、必ず事前に当係まで連絡する。

第6 一般的な注意事項

- 1 秘密保持…事件の話は時と場所を考える（特に、食堂、エレベーター内、喫煙室及び廊下等では事件関係の話をしない。）。
- 2 時間厳守…集合時間に遅刻をしない。
- 3 期限厳守…提出物等は、必ず提出期限内に提出する。
- 4 自己責任…報告や連絡を要する場合にこれを怠ったり、提出物を提出しないなどして、司法修習生本人に何らかの不利益が発生しても、当係は一切関知しない。

第7 その他

- 1 司法修習生に対する連絡事項は、研修室内のホワイトボードに掲示するか、研修室内的レターボックスに書面を配布するなどして通知するので、毎日必ず確認する。
- 2 掲示及び配布された連絡事項については、対象となる司法修習生全員に周知されたものとみなすので、見落とさないように注意する。
- 3 裁判所の休日に当たる日に登庁しない。やむを得ず休日に登庁しなければならない事情が生じた場合は、必ず事前に当係に申し出る。
- 4 身分証明書及び司法修習生バッジは管理を徹底し、紛失することのないよう注意する。

また、法廷内では、必ず司法修習生バッジを着用する（クールビズ期間も同様）。

- 5 裁判所の敷地内で録音・撮影をすることは禁止されている。
- 6 その他、事務手続等で不明な点は、速やかに当係に問い合わせる。